

公益社団法人 酒田青年会議所
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人酒田青年会議所(英文名 Junior Chamber International Sakata)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を山形県酒田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を行う事業
- (3) 自然災害等で被災した地域及び市民を支援する事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を行う事業
- (5) 健全な行政運営の確保に資する事業
- (6) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (7) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (8) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については山形県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

酒田市、遊佐町及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品

格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

(2) 特別会員

40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、所定の手続を経た者をいう。

(3) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(4) 名誉会員

本会議所に功勞のあった者で、理事会で承認された者をいう。

- 2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該事業年度に理事であった者は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の集結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(経費の負担)

第7条 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、11月末日までに退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 特別会員、賛助会員又は名誉会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 本会議所の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第8条の規定により退会したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員が同意したとき(正会員に限る。)

第4章 総会

(種類)

第11条 本会議所の総会は通常総会として1月及び8月に開催するほか、必要に応じて臨時総会として開催する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催す通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(議決権)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 会員の除名
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるほか、総会で決議するものとして法令に規定する事項又は本定款に定める事項

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(決議)

第 16 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 17 条 正会員は、法令の定めるところにより書面または電磁的方法により議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において前条第1項及び2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指定する正会員2名が署名捺印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 19 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第1項2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 3 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
- 3 前条第2項及び第3項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(役員の前任及び解任)

第25条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の前酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事長、副理事長並びに専務理事の選定及び解職
- (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 理事の職務の執行の監督

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに各理事、各監事に対しその通知を発しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この期間を 1 日まで短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

第 7 章 例会及び委員会

(例会)

第 32 条 本会議所は、総会が開催される月を除き毎月 1 回以上、第 4 条に定める事業の遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第 33 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会等を置く。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長若干名、幹事若干名及び委員をもって構成する。

3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 その他副委員長、幹事の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(委員会等への所属)

第 34 条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び運営規定に定める役職に就く者を除き、原則として全員が組織図に基づいて配置された委員会等に所属しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条 基本財産は、第 4 条の事業を行うために保有する。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。
- 3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、第 4 条に定める事業に使用しなければならない。

(事業年度)

第 36 条 本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、1 月に開催される通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は白旗夏生とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後の本定款は、知事の認可があった日または平成30年1月24日のいずれか遅い日から施行する。